

東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成要綱

30北ま住第1147号
平成30年5月1日区長決裁
5北ま住第3366号
令和6年3月19日区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域まちづくりの推進等の地域貢献のために空き家を利活用するものに対して助成する事業（以下「地域貢献型空き家利活用事業」という。）を実施するために行う先駆的な事業（以下「モデル事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家 居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅をいう。
- (2) オーナー 空き家を所有する者をいう。
- (3) 地域貢献団体 空き家を利活用し、地域貢献のための事業を行うものをいう。
- (4) マッチング オーナーと地域貢献団体との間において、空き家の利活用に係る条件、意向等の調整を行うことをいう。

(対象)

第3条 モデル事業の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件の全てに該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) オーナー 次のいずれにも該当すること。

ア 住民税を滞納していないこと。

イ 暴力団関係者（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）ではないこと。

ウ モデル事業及び地域貢献型空き家利活用事業の趣旨に賛同し、かつ、当該空き家の改修工事の完了の日から少なくとも10年は、当該空き家を地域貢献のために提供する意思を有するものであること。

- (2) 地域貢献団体 次のいずれにも該当すること。

ア 営利的、政治的又は宗教的な目的を有するものではないこと。

イ 暴力団関係者（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）ではないこと。

ウ 地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域まちづくりの推進等の地域貢献に関する活動について、1年以上の実績を有するものであること。

エ モデル事業及び地域貢献型空き家利活用事業の趣旨に賛同し、かつ、当該空き家の改修工事の完了の日から少なくとも10年は、当該空き家を地域貢献のために利活用する意思を有するものであること。

- (3) 空き家 次のいずれにも該当すること。

ア オーナーの名義で所有権保存登記若しくは所有権移転登記が行われたものであるこ

と（共有名義の場合にあっては共有者全員の同意を得たものに限る。）又は借地権者と土地の所有者との間で借地契約が締結されており、かつ、当該空き家を地域貢献団体が使用することについて土地の所有者の承諾を得ているものであること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令等に係る別に定める基準に適合するものであること。

ウ 改修工事の完了の日から少なくとも10年は、モデル事業及び地域貢献型空き家利活用事業のために利活用することができるものであること。

（登録の申請）

第4条 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとするオーナー及び地域貢献団体は、事前相談の上、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に必要書類を添えて、区長に申請し、登録を受けるものとする。

（1）オーナー 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録申請書（オーナー）（別記第1号様式）

（2）地域貢献団体 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録申請書（地域貢献団体）（別記第2号様式）

（審査及び登録）

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第3条各号に掲げる要件に該当するかについて、書類審査、ヒアリング、現地調査等の審査を行い、当該各号の要件に該当するものを登録するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果について、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による登録は、登録の日から3年を経過する日の属する年度末まで効力を有する。

（登録の取消等）

第6条 前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、登録を取り下げようとするときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録取下届（別記第4号様式）により、速やかに、区長に届け出るものとする。

2 区長は、登録者が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による登録を取り消すことができる。

（1）登録者から前項の規定による取下げの届出が提出されたとき。

（2）虚偽等による申請内容に基づき登録をしたとき。

（3）第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

（4）前2号に掲げるもののほか、登録を継続することが不相当と区長が認めるとき。

3 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録取消通知書（別記第5号様式）により、登録者に通知するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、第5条の規定による登録の内容に変更が生じたときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業登録変更届（別記第6号様式）に関係書類を添えて、速やかに区長に届け出るものとする。

第8条 区長は、第5条の規定により登録を受けたオーナー及び地域貢献団体のうち、双方の条件、意向等が合致すると見込まれるものについて、マッチングのための機会を設定するものとする。

2 区長は、マッチングによりオーナーと地域貢献団体との空き家の利活用に関する条件、意向等が合致し、空き家の利活用が地域貢献に資するものであるかの審査を行い、その結果を当該オーナー及び当該地域貢献団体に対し、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業マッチング結果通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 区長は、第1項のマッチングのための機会の設定に当たっては、建築関係、地域交流の活性化その他の空き家の利活用に関し有益な識見を有する者の参加を求めることができる。

4 第2項の規定による通知を受けたオーナー及び地域貢献団体が、マッチングの結果に基づき空き家を利活用しようとするときは、オーナーと地域貢献団体との間で空き家に係る賃貸借契約を締結し、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業実施届（別記第8号様式）に当該賃貸借契約に係る契約書の写しを添えて、区長に届け出るものとする。

5 前項の規定による届出をした地域貢献団体は、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業実施計画書（別記第9号様式）に必要書類を添えて、区長に提出するものとする。

（助成金の交付対象経費）

第9条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる工事（以下「助成対象工事」という。）に要する費用とする。

（1）前条第4項の規定により賃貸借契約を締結したオーナーによる利活用する空き家の改修工事

（2）前条第4項の規定により賃貸借契約を締結した地域貢献団体による利活用する空き家の改修工事。ただし、当該空き家のオーナーの同意を得て行った工事に限る。

（3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める空き家の改修工事

（助成額）

第10条 助成金の交付額は、助成対象経費の合算額の3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、空き家1件につき200万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付額は、予算の定める額を限度とする。

（助成対象承認申請及び決定）

第11条 助成対象工事の承認を受けようとするオーナー及び地域貢献団体は、当該助成対象工事の着手前に、次に掲げる申請書に必要書類を添えて、区長に申請するものとする。

（1）オーナー 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象承認申請書（オーナー）（別記第10号様式）

（2）地域貢献団体 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象承認申請書（地域貢献団体）（別記第11号様式）

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象承認・不承認決定通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（着工報告）

第12条 前条の規定により助成対象の承認を受けたもの（以下「助成対象決定者」という。）は、助成対象工事に着手するときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対

象工事着手届（別記第 13 号様式）に必要書類を添えて、区長に届け出るものとする。

（承認変更申請）

第 13 条 助成対象決定者は、助成対象工事の内容について変更が生じたときは、当該変更に係る工事の着手前に、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象工事変更申請書（別記第 14 号様式）に必要書類を添えて区長に提出することとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業変更承認通知書（別記第 15 号様式）により通知するものとする。

（助成対象承認の取消等）

第 14 条 助成対象決定者は、第 11 条第 1 項の規定による申請を取り下げるときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象申請取下届（別記第 16 号様式）により区長に届け出るものとする。

2 区長は、助成対象決定者が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、第 11 条第 2 項の規定による承認を取り消すことができる。

（1）申請者から前項の規定による取下げの届出が提出されたとき。

（2）虚偽等による申請内容に基づき申請をしたとき。

（3）第 3 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

（4）前 2 号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不相当であると区長が認めるとき。

3 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象承認取消通知書（別記第 17 号様式）により通知するものとする。

（完了報告及び検査）

第 15 条 助成対象決定者は、助成対象工事が完了したときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成対象工事完了報告書（別記第 18 号様式）に必要書類を添えて区長に報告し、区長の検査を受けるものとする。

（助成金の交付申請）

第 16 条 前条の規定により検査を受けた助成対象決定者が、助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に必要書類を添えて、区長に申請するものとする。

（1）オーナー 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金交付申請書（オーナー）（別記第 19 号様式）

（2）地域貢献団体 東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金交付申請書（地域貢献団体）（別記第 20 号様式）

（助成金の交付決定）

第 17 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金交付・不交付決定通知書（別記第 21 号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 18 条 前条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金交付請求書（別記第 22 号様式）を区長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 区長は、交付決定者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、第17条の規定による交付決定を取り消すことができる。

(1) 建築基準法その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(3) 虚偽の申請又は不正の手段により交付決定を受けたとき。

(4) 空き家の利活用を継続できなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金交付決定取消通知書(別記第23号様式)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第20条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、東京都北区地域貢献型空き家利活用モデル事業助成金返還請求書(別記第24号様式)により、助成金の返還を求めるものとする。

(助成事業実績報告書)

第21条 助成金の交付を受けた地域貢献団体は、当該助成金の交付に係る空き家の利活用に関する事業を開始した年度から10年間、毎年度、東京都北区地域貢献型空き家利活用事業実績報告書(別記第25号様式)に必要書類を添えて、区長に報告するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。